

地価税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等)

第五条 省 略

2 令第十七条第二項第一号に規定する財務省令で定める区域は、次の各号

に掲げる施設又は設備の区分に応じ当該施設又は設備の外壁その他の工作物から当該各号に定める距離だけ離れた点の軌跡で囲まれた区域とする。

一 省 略

二 危険物の規制に関する政令第二条第一号(貯蔵所の区分)に規定する

屋内貯蔵所(同令第十条第三項(屋内貯蔵所の基準)の屋内貯蔵所並び

に危険物の規制に関する規則第十六条の二の第三項(特定屋内貯蔵所

の特例)、第十六条の二の六第一項(高引火点危険物の特定屋内貯蔵所

の特例)、第十六条の二の八第三項及び第四項(蓄電池により貯蔵され

る危険物の屋内貯蔵所の特例)並びに第十六条の二の十第一項(蓄電池

により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所の特例)の屋内貯蔵所を除く

。当該屋内貯蔵所の次に掲げる区分に応じ当該屋内貯蔵所の位置に

係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

イホ 省 略

三 四十八 省 略

3 8 省 略

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等)

第五条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 危険物の規制に関する政令第二条第一号(貯蔵所の区分)に規定する

屋内貯蔵所(同令第十条第三項(屋内貯蔵所の基準)の屋内貯蔵所並び

に危険物の規制に関する規則第十六条の二の第三項(特定屋内貯蔵所

の特例)、第十六条の二の六第一項(高引火点危険物の特定屋内貯蔵所

の特例)及び第十六条の二の十第一項(蓄電池により貯蔵される危険物

の特定屋内貯蔵所の特例)の屋内貯蔵所を除く。当該屋内貯蔵所の

次に掲げる区分に応じ当該屋内貯蔵所の位置に係る基準として定められ

た次に定める距離のうち最も短い距離

イホ 同 上

三 四十八 同 上

3 8 同 上